

奨励金（大学院）

この制度は、大学院博士前期課程（修士課程）と博士後期課程（ただし、イノベーションマネジメント研究科は除く）における修学および研究活動を支援・奨励することを目的に設けられています。

区分	対象	給付額
第1種	金沢工業大学の学部の卒業に引き続き博士前期課程（修士課程）への入学を強く希望する者であって、入学後の経済的な支援を必要とする者。	1名あたり年間25万円とし、給付枠は年間100名以内とする。また、給付の期間は2年を限度とする。
第2種	博士前期課程（修士課程）に在籍する1年次生であって、経済的な支援を必要とする者。	1名あたり年間25万円とし、給付枠は年間20名以内とする。
第3種	博士前期課程（修士課程）及び博士後期課程に在籍する学生であって、各専攻が認める学協会などにおいて研究成果が評価された者。	1件につき10万円または3万円とし、給付枠は年間150件以内とする。
第4種	博士前期課程（修士課程）及び博士後期課程に在籍する学生であって、各専攻が認める学協会などにおいて研究発表を行うために要する旅費を必要とする者。	国内外を問わず1件につき3万円を上限とし、1学年に1回限り旅費に充当することを条件に給付する。
第5種	博士前期課程（修士課程）及び博士後期課程に在籍する学生であって不測の事情により経済的な支援を急ぎ必要とする者。	1名あたり年間25万円を上限とし、給付枠は年間10名以内とする。

（平成29年度入学者の場合）

各種申請書および給付の基準などについては、修学相談室ホームページから参照できます。

<http://mercury.kanazawa-it.ac.jp/syugaku/syoureikin2.html>

保険

■【病気】 学生健康保険互助会（互助会）

病気で通院・入院した場合は、修学相談室で学生健康保険互助会の申請ができます。互助会の正会員または特別会員は、1人につき1年間で30,000円を限度として治療にかかった医療費の給付が受けられます。なお、受付できない例もありますので、詳細は修学相談室のホームページまたは窓口で確認してください。申請書は治療した月の翌月の10日（10日が日曜・祝日の場合は9日）までに提出してください。

■【ケガ】 学生教育研究災傷害保険（学研災）

教育研究活動中の事故によって、身体にケガを被った場合、修学相談室に申請してください。ケガの治療で、保険対象となる事例は下記のとおりです。

正課中	<ul style="list-style-type: none"> ●講義・実験・実習・演習中および指導教員の指示に基づきプロジェクトデザインⅢ・学位研究に従事（私的生活にかかる場所は除く）している間 ●人間と自然セミナーで穴水湾自然学苑へ研修を行っている間 ●プロジェクトデザインⅢで池の平セミナーハウスへ研修に行っている間 ●キャンバス内で指導教員の指示に基づき、授業の準備、後始末を行っている間 ●他大学の正課を履修している間（外国含む） <p>※指導教員や穴水湾自然学苑長へ必ず報告してください。</p>
学校行事	<ul style="list-style-type: none"> ●入学式・卒業式（リハーサル含む）、工大祭、オリエンテーションなど、学長が学校管理下であると事前に認めた行事 <p>※関係教職員へ必ず報告してください。</p>
課外活動中	<ul style="list-style-type: none"> ●クラブ活動中、対抗試合または行事などへ参加中 <p>※顧問または監督、コーチに必ず報告してください。</p>
通学中	<ul style="list-style-type: none"> ●住居からの通学中、扇が丘キャンパスと八束穂キャンパスの移動中 <p>※修学相談室または八束穂事務室に申請してください。</p>

■【任意】学研災付帯 学生生活総合保険

本学では実験・実習授業や授業中などに発生したケガに備えて学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）に全学生が加入しています。ただ、この保険制度は原則として学校施設外での活動までカバーするものではありません。そこで学生の皆さんのが学生生活を送るうえで万一の時に備えて、学研災の上乗せ保証制度である「学研災付帯 学生生活総合保険」への加入を勧めています。取り扱いは KIT サービスセンター（21号館2階）で行っています。

「学研災付帯 学生生活総合保険」の補償内容は下記の通りです。

1. 交通事故やアルバイト・旅行中のケガ、または病気の補償（地震や津波が原因の場合も含みます）
2. 扶養者が傷害事故で万一の場合は学費を補償（地震や津波が原因の場合も含みます）
3. 万一、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした時の損害賠償を補償
4. 寄宿先で火災などを起こし、大家さんに損害を与えた時の損害賠償を補償
5. 自分の持ち物が盗まれたり、破損した時の補償（ノート型パソコンを含む）
6. ケガまたは病気で長期入院した際や、搭乗中の飛行機・船舶が遭難したときの捜索救助費用やご両親が現地へ駆けつける際の交通費、宿泊料などを補償

● 2017年度 公益財団法人 日本国際教育支援協会 学研災付帯 学生生活総合保険のご案内

補償内容	自宅生用			一人暮らし学生用				
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ		
個人賠償責任 ^(※1)	国内：1億円 1事故 限度 国外：1億円			国内：1億円 1事故 限度 国外：1億円				
死亡・後遺障害(ケガ) ^(※2)	500万円	300万円	100万円	500万円	300万円	100万円		
入院・通院(ケガ) ^(※3)	治療費用実費 (医療機関の窓口で自己負担した費用を補償)			治療費用実費 (医療機関の窓口で自己負担した費用を補償)				
救援者費用等	500万円	300万円	100万円	500万円	300万円	100万円		
育英費用(ケガ) ^(※4)	200万円		×	200万円		×		
学資費用(ケガ) ^{(※4)(※5)}	150万円			150万円				
学資費用(病気) ^{(※4)(※5)}	150万円	×		150万円	×			
生活用動産 ^(※6)	×			100万円	80万円	50万円		
借家人賠償責任 ^(※6)				1,000万円	500万円	300万円		
4年間分の保険料	106,480円	54,150円	43,770円	121,350円	63,820円	49,760円		

保険期間：2017年4月1日（午前0時）より2021年4月1日（午後4時）まで4年間

地震・噴火・津波によるケガも補償されます。

保険料は入学時に一括払となります。中途での加入も可能です。補償開始月の翌月以降にお手続きされる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いします。

万一の時はKITサービスセンターならびに東京海上日動火災保険株が責任をもって対応いたします。

KITサービスセンターでは、自転車の保険や、バイクの自賠責保険や自動車保険も取り扱っています。

(※1) 情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。

(※2) 教育研究活動中の事故は、本保険の対象ではなく、学研災の補償対象となります。

(※3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

(※4) 独立生計の学生はお選びいただけません。

(※5) 学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日までの期間）はそれぞれ卒業予定期次までの期間です。

(※6) 一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ（A～Cタイプ）にご加入いただくことが可能です。

・上記保険料は、全国の被保険者（保険の対象となる方）数が10,000人以上の場合の割引率（30%）が適用されています。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

・本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方（継続的に職業に従事していない学生等）用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問合せ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださいようお願いします。）

「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「漁業作業者」「採掘・鉱石作業者」「木・竹・草・つる製品製作作業者」（以上6職種）

上記は学研災付帯学生生活総合保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「パンフレット」及び「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明点等がある場合は、下記の代理店までお問い合わせください。

KITサービスセンター

TEL: 076-248-8432

東京海上日動火災保険（株）
(安心110番(事故受付センター))

TEL: 0120-119-110